様式第６号（第１０条関係）

大田原市指令　　第　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

大田原市長　　　　　　　　　　印

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）支給決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け大田原市指令　　第　　号で決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、下記の理由により支給決定を取り消し

たので、大田原市犯罪被害者等支援条例施行規則第１０条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取消しの理由 |  |

（審査請求等）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して

３箇月以内に、大田原市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分

があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、この処分があったことを知っ

た日の翌日から起算して３箇月以内であっても、審査請求することができなくなります。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大田原市を被告として（訴訟において大田原市を代表する者は大田原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。